

別表（第3条関係）

整備基準

整備項目	整備内容
1 特定経路	<p>(1)対象施設においては、道等から各住戸までの経路(寄宿舍の場合は、道等から住宅の共用部分までの経路をいう。)のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下「特定経路」という。)にしなければならない。</p> <p>(2)特定経路には、階段や2cm以上の段差を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1)特定経路を構成する出入口の有効幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(2)屋外に通ずる主要な出入口のうち1以上は、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1)多数の者が利用する廊下等の床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2)特定経路を構成する廊下等は、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、120cm以上とし、要所に車いすが転回できるスペースを設けること。ただし、車いすでの通行及び転回が容易に行える場合は、この限りでない。</p>
4 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。ただし、整備基準を満たすエレベーターを併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)手すりを設けること。</p> <p>(2)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3)踏面は、端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(4)主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</p>
5 傾斜路（屋内）	<p>(1)多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより視覚障害者等が識別しやすいものとする。</p> <p>(2)特定経路を構成する傾斜路は、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>イ こう配は、1/12以下とし、高さが16cm以下のものにあつては1/8以下とすること。</p> <p>ウ 高さ75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以</p>

	<p>上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p>
<p>6 エレベーター及びその乗降ロビー</p>	<p>特定経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)かごは、各住戸、車いす使用者便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2)かご及び昇降路の出入口の有効幅は、それぞれ80cm以上とすること。</p> <p>(3)かごの奥行きは、115cm以上とすること。</p> <p>(4)乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。</p> <p>(5)かご内及び乗降ロビーは、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6)かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(7)乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
<p>7 敷地内の通路（屋外）</p>	<p>(1)多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 段がある部分は、手すりを設けること。踏表面は、端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路はこう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。傾斜路の面は、前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより視覚障害者等が識別しやすいものとする。</p> <p>(2)特定経路を構成する敷地内の通路は、前号に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は120cm以上とし、車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>エ こう配は、1/12を超えないものとする。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものとする。</p>
<p>8 駐車場</p>	<p>駐車場を設ける場合、1以上は次に定める駐車施設とすること。</p> <p>(1)幅は350cmを標準とすること。ただし、乗降時に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(2)当該駐車施設から利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3)当該駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けること。</p>

<p>9 標識・案内設備</p>	<p>(1)エレベーター、昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ表示する標識を設けること。</p> <p>(2)標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別できること。</p> <p>(3)建築物又はその敷地には、移動円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所及び駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。なお、案内板その他の設備は、視覚障害者に示すために、文字等の浮彫、音による案内、点字等の設備を設けること。ただし、案内板その他の設備が容易に視認できる場合又は案内所を設ける等の代替措置を採る場合は、上記の限りでない。</p>
<p>10 視覚障害者の誘導</p>	<p>視覚障害者を誘導する必要がある場合は、その経路には、点状床材等を敷設して注意を喚起し、それぞれの点状床材の間は、線状床材等によって誘導すること。ただし、これにより難しい場合は、床の仕上げを工夫するなど、同等の効果があるものを敷設すること。</p>